

【法令名称】「上海市の決済機関によるクロスボーダー人民元決済業務の展開に関する実施意見」公布に関する通知

【発布機関】中国人民銀行上海本部

【発布番号】銀総部発[2014]20号

【発布日】2014-02-18

【実施日】2014-02-18

【時限性】現行有効

【効力等級】地方規範性文書

【全文】

## 「上海市の決済機関によるクロスボーダー人民元決済業務の展開に関する実施意見」

### 公布に関する中国人民銀行上海本部による通知

#### 銀総部発[2014]20号

各国有商業銀行、株式制商業銀行、中国郵政貯蓄銀行上海(市)支店、上海銀行、上海農商銀行、上海市において人民元業務を取り扱う各外資銀行、在上海法人決済機関、他地域決済機関の上海分公司宛：

クロスボーダー電子商取引を積極的に支持し、人民元のクロスボーダー使用を拡大し、上海市決済機関によるクロスボーダー人民元業務の発展を規範化及び促進し、上海自由貿易試験区の建設を推し進めるため、「中国人民銀行による中国(上海)自由貿易試験区建設への金融支持の意見」、「非金融機関決済サービス管理弁法」及びその他の関連規定に基づき、人民銀行本店の返答同意及び授權を経て、ここに「上海市の決済機関によるクロスボーダー人民元決済業務の展開に関する実施意見」を公布する。実施中に新たな状況及び問題に遭遇した場合、その都度上海本部(金融サービス一部)に報告してください。

付属文書: 上海市の決済機関によるクロスボーダー人民元決済業務の展開に関する実施意見

中国人民銀行上海本部

2014年2月18日

付属文書:

### 上海市の決済機関によるクロスボーダー人民元決済業務の展開に関する実施意見

クロスボーダー電子商取引の発展を積極的に支持し、人民元のクロスボーダー使用を拡大

し、上海市決済機関によるクロスボーダー人民元業務の発展を規範化及び促進するため、「中国人民銀行による中国(上海)自由貿易試験区建設への金融支持の意見」、「非金融機関決済サービス管理弁法」及びその他の関連規定に基づき、本実施意見を制定する。

#### 一、全体原則

(一)中国(上海)自由貿易試験区(以下「試験区」という)の建設を支持し、対外開放を一層拡大し、複製、且つ普及可能の経験を速やかに形成する。

(二)実体経済に奉仕する金融を目指し、国内外の市場のニーズに順応し、人民元のクロスボーダー使用の推進に力を注ぐ。

(三)リスクコントロール可能で、積極的且つ穏当な状況を目指し、クロスボーダー人民元決済業務を着実に秩序よく展開して行く。

#### 二、業務取扱主体

上海市において登録、設立し、ネット決済業務許可を有する決済機関であり、これには試験区内において登録、設立し及び試験区外、上海市内において登録、設立した決済機関、上海市以外の地区において登録、設立したネット決済業務許可を有する決済機関が試験区内において設立する分公司(以下「決済機関」という)が含まれる。

上海市以外の地区に登録、設立した決済機関が試験区内において設立する分公司は、「非金融機関決済サービス管理弁法」などの制度規定に基づき、中国人民銀行上海本部(上海支店)に届出を行わなければならない。

#### 三、業務取扱条件

(一)決済業務許可範囲にネット決済を含んでいること。

(二)健全なクロスボーダー人民元決済業務の内部統制制度及びリスク管理措置を有すること。

(三)クロスボーダー人民元決済業務を支えるネット決済業務技術などのインフラ施設を有すること。

(四)クロスボーダー人民元決済業務に対するアンチマネーロンダリング、アンチテロ融資、反脱避などの具体的な制度及び措置を有すること。

(五)「支払業務許可証」の取得以来、適法経営を行い、リスクコントロール能力が比較的高く、直近2年間において重大な規定違反状況が発生していないこと。

(六)中国人民銀行規定のその他の条件。

#### 四、届出資料

業務取扱条件を満たす決済機関は、クロスボーダー人民元決済業務展開日から7日以内に中国人民銀行上海本部(上海支店)に以下の届出資料を提出しなければならない。

(一)届出報告。

(二)支払業務許可証(副本)のコピー。

(三)クロスボーダー人民元決済業務の取扱フロー。

(四)クロスボーダー人民元決済業務の内部統制制度及びリスク管理措置(支払、技術、アンチマネーロンダリングなどを含む)。

(五)支払準備金銀行との業務提携協議書。

(六)資料の真実性についての声明。

## 五、取扱業務の内容

決済機関はインターネットを通じて、国内外の受取人と支払人との間で、非自由貿易口座の真実の取引に基づき移転する必要のある人民元資金のために、決済サービスを提供することができる。クロスボーダー人民元決済業務は双方向の決済とし、国内の国外に対する決済及び国外の国内に対する決済を含み、差額支払を行ってはならない。

決済機関は以下の取引活動又は業務主体のためにクロスボーダー人民元決済サービスを提供してはならない。(1)真実の取引背景がない商品又はサービス、(2)国家の輸出入管理規定に合致しない貨物、サービス貿易。(3)貨物貿易において輸出入経営資格を有していない企業、(4)人民銀行など6つの部、委員会によって輸出貨物貿易人民元決済重点監督管理リストに組み入れられている企業、(5)サービス貿易における取引対象物が市場で一般的に認められる対価を有していない商品、及びその他プライシングメカニズムが不明瞭であり、隠れたリスクが存在する無形商品、(6)資本項目における取引、(7)国家、社会の安全を脅かし、社会公共の利益に損害を与える可能性のあるプロジェクト又は経営活動、(8)法律法規及び人民銀行、外貨管理局の規則制度において明確に禁止されている行為及び未許可プロジェクト。

## 六、支払準備金の管理

決済機関のクロスボーダー人民元顧客の支払準備金管理は、「決済機関の顧客支払準備金の預入管理弁法」及び中国人民銀行によるその他の顧客支払準備金の監督管理要求を遵守して実行しなければならない。

決済機関は業務種類を増設するなどして、国内及びクロスボーダー人民元決済業務に対して有効な識別を行った上で、中国人民銀行上海本部(上海支店)の関連要求に基づき情報を報告しなければならない。

## 七、リスク管理

(一) 決済機関は支払準備金銀行に申請してクロスボーダー人民元資金の受払を行う前に、支払準備金銀行と「クロスボーダー人民元決済に関する業務提携協議書」を締結しなければならない。内容は以下の点を含むがこれに限らない。

1、決済機関は規定の顧客支払準備金口座体系において、クロスボーダー人民元専用口座を個別に開設し、資金を独立して使用しなければならない。各種の形式で顧客資金を占有、流用してはならない。

2、決済機関は健全な身分識別制度を構築且つ貫徹しなければならない。真実の貿易背景がないクロスボーダー人民元決済業務を行ってはならない。また完全な取引の真実性証明資料を保管し検査に備えなければならない。

3、決済機関は大口、分割などの疑わしい取引に対するモニタリングモデルを構築し、関連業者又は顧客を重点注目リストに組み入れて検査をすること。検査の結果、異常な取引に該当することがわかった場合、決済機関はその取引手続を停止しなければならない。

4、決済機関は支払準備金銀行と取引情報、物流情報、資金情報を含む取引明細リストの内容を約定し、遅滞なく支払準備金銀行に提出すること。支払準備金銀行は、取引明細リストの適法性、完全性を審査しなければならない。

5、支払準備金銀行は決済機関のためにクロスボーダー人民元支払業務を行った後、中国人民銀行上海本部(上海支店)の要求に基づき、遅滞なく正確に漏れなくクロスボーダー人民元受払情報管理システムに登録し、且つ相応の国際収支統計申告を行わなければならない。

6、決済機関及び支払準備金銀行は過誤及び争議の処理、紛争及び事故の処置方法を明確にし、顧客権益の保障措置、リスク及び責任負担を明確にし、協議書の終了、違約責任などを明確にしなければならない。

(二) 決済機関はその掌握する取引情報、物流情報、資金情報などを通じて業務の真実性検査を行い、真実の貿易背景のないクロスボーダー人民元決済業務を行ってはならない。

(三) 決済機関は取引の真実の状況に基づき、取引類型を正確に選択し、取引情報を正確に表示して完全に発信し、取引情報の完全性、真実性、トレーサビリティを確保し、同時に完全な取引真実性証明資料を保存して検査に備えなければならない。

(四) 決済機関は健全な身分識別制度を構築且つ貫徹しなければならない。決済機関が特約取引先を発展させる場合は、实名制及び取引先参入許可確認制度を着実に実施し、特約取引先の提供する商品及びサービス内容、サービス条項が関連法律法規の規定に合致しているか否かを検査し、業者の経営背景、経営状況、信用などを調査し把握しておく必要がある。決済機関は顧客の氏名、性別、国籍、職業、住所、連絡方法及び顧客の有効な身分証書の種類、番号及び有効期限などの身分情報を登録し、顧客の氏名、性別、有効な身分証書の種類及び

番号などの基本身分情報の真実性に対して審査を行う必要がある。

(五) 決済機関は中国人民銀行によるクロスボーダー人民元決済業務限度額管理の関連規定を厳格に実行しなければならない。

(六) 大口で、疑わしい取引が存在する取引先又は顧客に対し、決済機関はこれらを重点注目リストに組み入れて検査を行わなければならない。検査の結果、異常な取引に該当することがわかった場合、決済機関はその取引手続を停止しなければならない。

(七) 支払準備金銀行は決済機関のためにクロスボーダー人民元決済業務を完成した後、中国人民銀行上海本部(上海支店)の要求に基づき、関係情報を遅滞なく正確に漏れなくクロスボーダー人民元受払情報管理システムに登録し、相応の国際収支統計申告を行わなければならない。

(八) 決済機関が展開するクロスボーダー人民元決済業務は、国家の関連法律規則制度に合致していなければならない。決済機関に関連法律法規、規則制度に違反する状況が存在することを発見した場合、中国人民銀行上海本部(上海支店)は関連規定に基づき、責任を追及する。